

自然公園選定要領（昭和 27 年 9 月）

改正 昭和 46 年 12 月 3 日 環自計第 255 号

自然公園は傑出した自然の風景地中、下の要件を具備するものにつき選定するものとする。

第 1 要件 景 観

- 1 国立公園 同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。
- 2 国定公園 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。
- 3 都道府県立公園 都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。

「注」第 1 要件の判定

（昭和 46 年 12 月改正、昭和 47 年 1 月 13 日付け環自計第 2 号各都道府県主幹部長あて、環境庁自然保護局計画課長通知）

- (1) 自然風景地を景観の特徴により夫々の風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定する。
- (2) 評価の対象となる景観要素
 - ア 陸上景観については、地形地質、地被、自然現象、野生動物、文化景観等の景観価値を評価する。
 - イ 海中景観については、海中動植物、海中地形等の景観価値を評価する。
- (3) 評価の条件

ア 国立公園

景観の規模 広大な地域で景観が雄大性に富み、その面積は原則として約 3 万ヘクタール以上を基準とすること。ただし海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約 1 万ヘクタール以上を基準とすること。

自 然 性 原則として面積約 2,000 ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、1 ないし数個の生態系が人間の開発や占有によって著しく変えられていないこと、あるいは動植物の種や地形地質及び動植物の生地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的重要さのあること。あるいは自然景観に偉大な美しさがあること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が 20 キロ以上あること。

変 化 度 2 以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいること。

イ 国定公園

景観の規模 比較的広大な地域で、その面積は原則として約 1 万ヘクタール以上を基準とすること。海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約 3,000 ヘクタール以上を基準とすること。

自然性 原則として面積 1,000 ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、その生態系が良好な自然状態を保持していること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として 10 キロ以上あること。

第 2 要件 土地

自然公園候補地域内の特別地域予定地の大部分が国有又は公有であか、保安林その他で景観の保護に適していること。

社寺有地、私有地を包含する場合にあっては、土地の所有その他の関係者が特別地域の設定に協力的であること。

第 3 要件 産業

自然公園候補地の特別地域予定地については水力電気、鉱業、農業、林業、牧畜、水産等各種産業開発による景観破壊の虞が少ないこと。

第 4 要件 利用

自然公園候補地への到達の利便又はその収容力、利用の多様性若しくは特殊性よりみて多人数の利用に適していること。

第 5 要件 配置

- 1 国立公園 前記第 1 乃至第 4 の要件を具備するものについては配置を考慮しないこと。
- 2 国定公園 前記第 1 乃至第 4 の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図ること。
- 3 都道府県立公園 前記第 1 乃至第 4 の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して都道府県内の配置の適正を図ること。

第 6 要件 自然公園候補地区域の決定

自然公園候補地の区域は、原則として 1 つの景観区の区域によるものとし、2 つ以上の景観区が近接し、且つ、利用上緊密な一連の関係が存し、更に両者の評価が近似する場合には 2 つ以上の景観区を併せて 1 つの自然公園の区域とする。

自然公園候補地の区域は、特別地域予定地のほかに自然公園の保護利用上必要最小限度の地域を加えたものとする。